

国立公文書館における 「時の経過」の運用について

平成24年8月9日

独立行政法人国立公文書館

国立公文書館における利用審査の基本方針

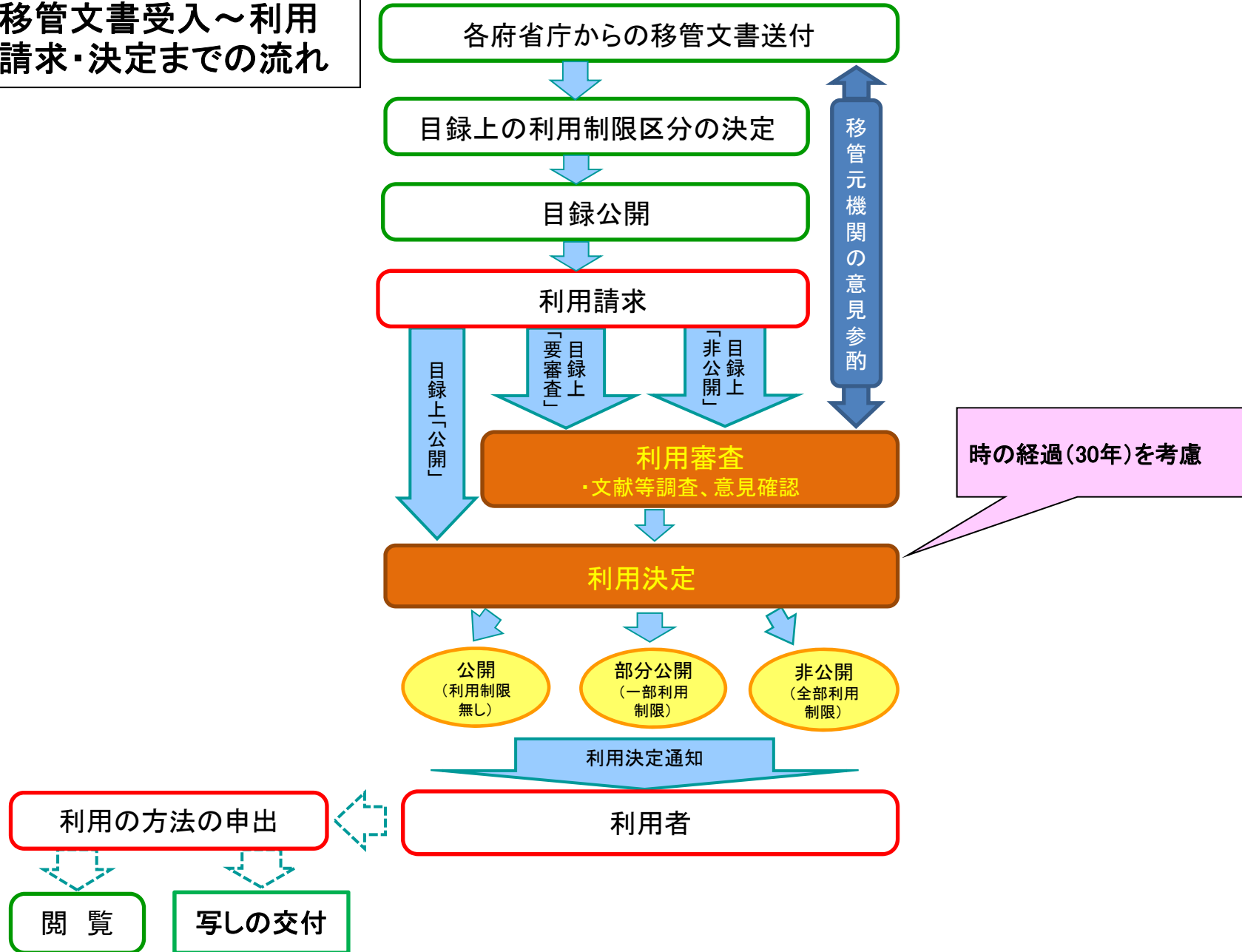
1. 利用制限情報の該当性は、利用決定時に判断
2. 時の経過を考慮
個人や法人の権利利益、公共の利益を害するおそれの蓋然性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化により低下
3. 30年原則(時の経過)を踏まえた公開
4. 利用制限すべき情報は必要最小限
5. 移管元機関の意見を参酌
当該機関の意見を尊重するが、国立公文書館長が最終判断

独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準(平成23年4月1日館長決定)(抄)

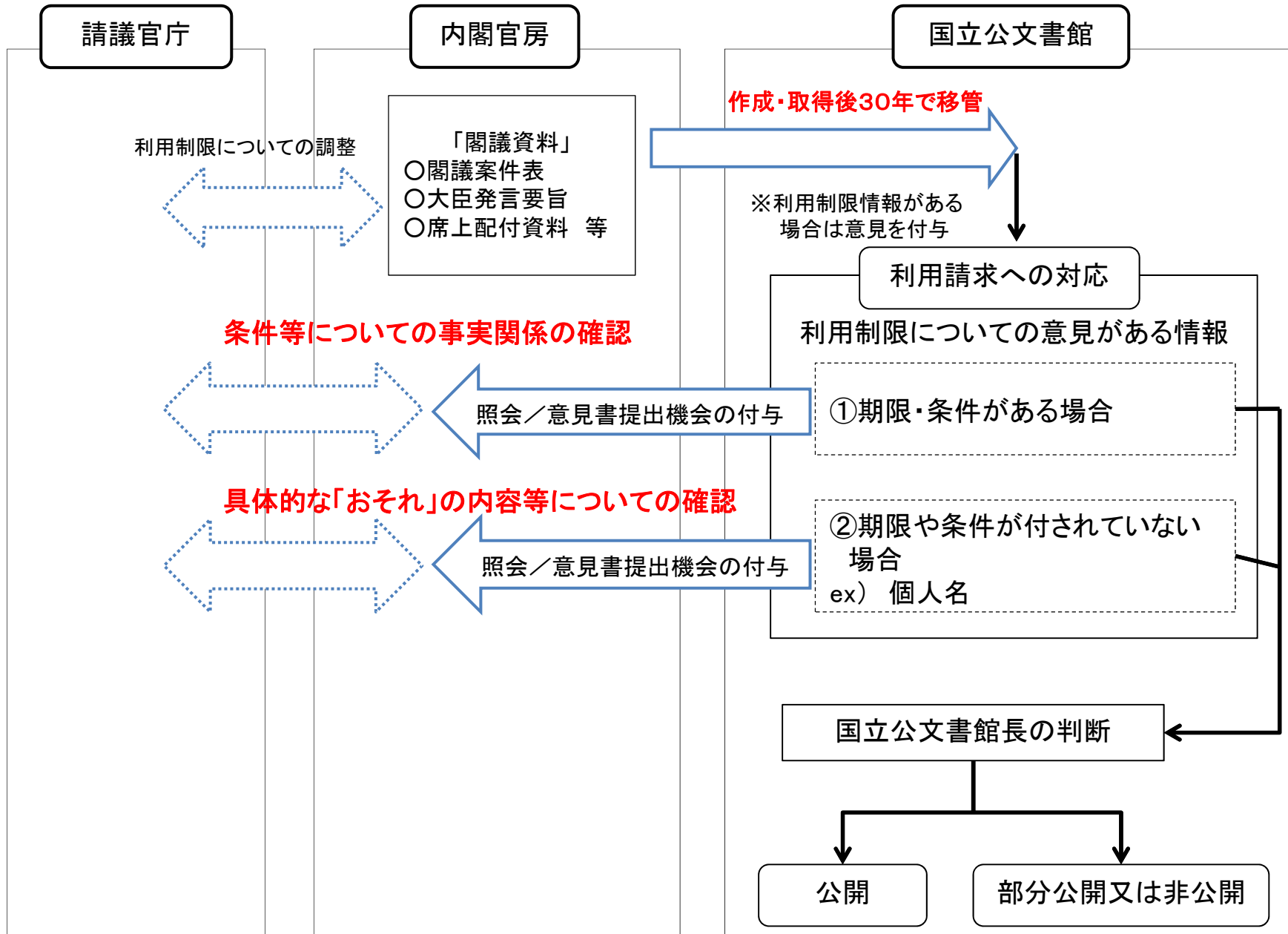
(別添参考)30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について

特定歴史公文書等に記録されている情報	一定の期間(目安)	該当する可能性のある情報の種類の例(参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務 ホ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態 ヘ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年 を超える適切な年	イ 刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑) ロ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
<p>(備考)</p> <p>1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。</p> <p>4 「刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。</p>		

移管文書受入～利用
請求・決定までの流れ



閣議資料の利用審査・公開の流れ



国立公文書館所蔵資料の利用制限に関する国際比較

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	オーストラリア	日本
公開原則	作成から 30年経過後 【合衆国法典(USC)第44編 § 2108 (a)、合衆国行政命令集(CFR)第36編 § 1235.32】	2000年情報自由法(FOIA)において、作成翌年から起算して 20年経過後 、歴史的記録となることを規定。歴史的記録となつて以降、利用制限が緩和される。 【FOIA第62条(1)、63条(1)】 2010年憲法改革及び統治法(CRGA)により 30年原則から20年原則に改正 (2013年から10年かけて20年原則に移行)。【CRGA第45、46条】	2008年に文化遺産法典を改正、30年公開原則を廃止、原則直ちに公開することを規定。 【文化遺産法典、以下同じ。L. 213-2】	作成から 30年経過後原則公開 【連邦公文書法、以下同じ。第5条(1)項】	2010年改正により、30年原則から20年原則(作成された年から21年後の1月1日に公開)に短縮。今後10年かけて移行することとし、具体的に公開時期を規定。 【公文書法第3条(7)】	作成又は取得されてからの 時の経過を考慮 (公文書管理法第16条第2項) <時の経過の判断> 作成又は取得してから30年原則(「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)C-2(3))
個人に関する情報	・情報自由法(FOIA)適用除外条項5 USC 552(b)(6)の規定に従い、 生存している個人 のプライバシーを侵害するおそれのある記録を制限。 ・ただし、1)すでに過去に公開されている情報、及び2)発生後 75年経過 した事象に関するものは公開。 ・米国国立公文書記録管理院(NARA)長官は、プライバシーを侵害するおそれなくなる十分な期間が経過したと判断した場合、及び研究目的の利用についても利用制限を解除できる。 【36 CFR § 1256.56】	生存している個人 を特定しうる情報については、データ保護法の規定に準じつつ開示を制限。 【FOIA第40条】	・出生簿・婚姻簿： 75年経過後、当該個人の死亡から25年経過後 、のどちらか早いほうの時点で公開 【L213-2条 1.4°】 ・未成年者に関わる文書/国防の秘密のうち、公開によって個人が特定される、又は容易に識別可能な人物の安全を侵害する可能性がある文書/個人の性的生活の秘密を侵害する判決及び裁決の執行、警察調査： 100年経過後、当該個人の死亡から25年経過後 、のどちらか早いほうの時点で公開 【L213-2条 1.5°】 ・医療に関する記録： 当該個人の死後25年、又は死亡日が判明しない場合、当該個人の出生後120年 【L213-2条 1.2°】	本人死亡後30年又は誕生から110年経過後 公開 【第5条(1)項】		
法人等に関する情報	FOIA適用除外条項5 USC 552(b)(4)の規定に従い利用を制限。ただし、情報提供者の合意、あるいはNARA長官が情報を公開しても情報提供者に実体的な競合上の危害がないだけの十分な時間(目安 10年 以上)が経過したと判断した場合公開 【CFR § 1250.82、1256.56】	営業秘密、商業上の利益を侵害する情報は、 20年 (歴史的記録となつた時点)でFOIA適用除外を解除 【FOIA第63条(1)】	商業・産業上の秘密： 25年経過後 に公開 【L213-2条 1.1°】			
国の安全等に関する情報	・大統領令で指定された国家機密情報：不開示期間を標準化。諜報活動・大量破壊兵器等については 75年非公開 。 ・例外を除き、作成年から 25年後 の12月31日に自動的に公開。 ・2010年1月、NARAに国家機密解除センターが置かれ、25年を超えて不開示となっている機密の審査を促進。 【大統領令13526号】 【32 CFR § 2001、36 CFR § 1256.70-1256.80、1260】	・国家安全保障情報について、情報自由法の適用除外が歴史的記録となつて以後いつまで有効かについては、事案ごとに個別に判断する。 【法務省情報自由法適用除外情報ガイダンス24国家安全保障】	・国防の秘密、外交上の国家の基本的利益、国家安全保障： 50年経過後 に公開 【L213-2条 1.3°】			
公共の安全等に関する情報	・FOIA適用除外条項5 USC 552(b)(7)の規定に従い利用を制限。ただし、NARA長官が情報を公開しても個人に危害が及ばない、あるいは公開することによる公益が機密を保つことによる公益を上回ると判断した場合は公開 【36 CFR § 1256.58】	・公的機関により実施される捜査及び訴訟手続きに関するもの： 20年 (歴史的記録となつた時点)でFOIA適用除外を解除 【FOIA第63条(1)】 ・法の執行に関する情報及び公開関係情報： 100年経過後 公開。 【FOIA第63条(4)】	・公的安全、個人の安全又は私的生活の保護： 50年経過後 に公開 【L213-2条 1.3°】 ・司法警察の部局によって実施された調査に関する文書： 75年経過後、当該個人の死亡から25年経過後 、のどちらか早いほうの時点で公開 【L213-2条 1.4°】			
事務事業に関する情報(監査検査等情報、国等の経営する企業等情報)	FOIA適用除外条項5 USC 552(b)(2)(5)の規定に従い利用を制限。ただし、NARA長官が情報を公開しても十分な時間の経過により、他の法律の規定と矛盾せず、各機関のプログラム・システム・施設運営等を侵害するおそれがないと判断した特定の記録は公開 【36 CFR § 1256.48、1256.54】	政府の政策立案等、公務の実効ある処理の阻害の恐れのある情報：20年(歴史的記録となつた時点)でFOIA適用除外を解除 【FOIA第63条(1)】	政府及び執行権に属する責任ある当局の審議上の秘密：文書の日付又はファイル中の最新の文書の日付から、 25年経過後 に公開 【L213-2条 1.1°】			
閣議等の議事内容の記録	大統領が主宰する閣議の記録は、大統領記録の一部としてNARAに属する各大統領図書館が所蔵。大統領記録法、大統領令等の規定に基づき公開。	閣議または閣僚委員会の議事録等：20年(歴史的記録となつた時点)でFOIA適用除外を解除 【FOIA第63条(1)】 * 現在、1915-1981年の閣議資料の画像を国立公文書館HPで公開。閣議議事録、覚書等を含む。 http://www.nationalarchives.gov.uk/cabinetpapers/default.htm	閣議議事録：作成から30年経過後公開。 * 閣議議事録は順次印刷物として刊行。現在、1966年までの閣議議事録テキストを国立公文書館HPで公開。 http://www.bundesarchiv.de/cocoon/barch/0000/index.html	閣議議事録：作成された年から31年後の1月1日に公開) 2010年改正により、50年原則から30年原則(作成された年から31年後の1月1日に公開)に短縮。今後10年かけて移行することとし、具体的に公開時期を規定。 【公文書法第22条A】 * 現在、1965年までの記録が公開されている。1950~53年の手書き議事録は文字起こししたものを国立公文書館HPで公開。 http://www.naa.gov.au/collection/explore/cabinet/notebooks/index.aspx#section4		
その他	・国勢調査及び統計調査により取得された記録： 72年 で公開 【44 USC 2108(b)、36 CFR § 1256.28】	・国王による栄典授与情報は60年経過後にFOIA適用除外を解除。 【FOIA第63条(3)】	・大量破壊兵器(核・生物・化学・バクテリア兵器)を着想、製造、使用を可能にし、保管場所を明らかにする公文書： 非公開 【文化遺産法典L213-2条 11】	・法律で守秘義務等が課されている情報は作成から60年経過後公開。【第5条(3)項】	・国勢調査記録：99年経過後に公開 【公文書法第22条B】	

(注)この資料は、公開されている文献資料を基に、整理したものである。